

2024年度大阪市の施策に関する 淀川区についての要望書

大阪市長 横山 英幸 様
淀川区長 岡本 多加志 様

2024年1月26日

日本共産党 淀川区委員会

委員長 斉藤 照雄

市政対策委員 湊 隆介

日本共産党淀川東淀川地区委員会 委員長 宅田 葉月

引き続き原材料高や物価高の影響により、市民生活と中小零細業者の営業は大変きびしい状況が続いており、市民の命と暮らし、営業を守る取り組みの強化がこれまで以上に求められています。また気候危機への対応や、ジェンダー平等をはじめ多様性を強とする街へ向けた取り組みなど、将来世代のための取組の加速が求められます。加えて、年始に発生した能登半島地震を踏まえ、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される本市においては、各種防災対策の加速が求められます。こんな時こそ、地方自治体の本旨にもとづき、市民の窮状や思いに寄り添いながら、いっそう市民の切実な願いの実現に全力を挙げることが重要です。

ところが本市においては2025年開催予定の万博と、一体で誘致されるカジノ誘致関連事業に巨額の税金公金をつぎ込むことに熱中しています。しかもそれらの誘致予定地である夢洲を中心とした大型開発は、予算の大きな上振れで市財政を圧迫しており、これ自体が「負の遺産」になろうとしています。このような政治のもとでは、かつてのような市政の混乱と財政危機に陥るのは必至あり、山積する市政の様々な課題に迅速かつ的確に対応することは到底不可能です。

住民の願いは、「万博やカジノ関連事業に税金公金を使わないでほしい」「子育て、教育、社会保障や医療・公衆衛生体制を充実してほしい」「交通の便を良くし、暮らしを守り、福祉を充実させ、まちに活気をとりとどしてほしい」「災害対策を強め、安心して住み続けられるまちづくりを進めてほしい」というものであり、市政運営の抜本的転換が切実に求められていると考えるものです。

日本共産党淀川区委員会は、こうした立場に立って、当面する淀川区民の切実な声について次のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、その実現のための施策に生かされますよう要望します。

記

一 淀川区の街づくりについて

1 駅とその周辺について

- 1-1 すべての駅のプラットホームへの可動柵の設置（設置までの間はホームの要員の配置などの対策をとる）や踏切の安全対策、痴漢被害ゼロの大阪に向けた施策について、事業者から聞き取った整備計画を公表する。
- 1-2 駅周辺の放置自転車対策、喫煙対策を強化する
- 1-3 アンダーパスにおける歩行者、自転車の安全対策を強化する。特に木川と宮原、三国方面を結ぶアンダーパス、ならびに区役所跡地の開発に伴い交通量増が想定される淀川通の十三アンダーパスについて対応を急ぐ。十三アンダーパスについては、区役所跡地施設の開業前から対策を実施する。

2 三国地域について

- 2-1 カジノ関連予算等を削り、三国地域に、区役所分室、集会場、図書館、児童館などの施設を計画する。
- 2-2 三国東地区土地区画整理事業において、計画通りの公園を整備する。

3 防災について

- 3-1 堤防が切れたときは、標高の表示だけでは想定される最悪時の浸水深さが分からないので、大潮時の潮位を付記する。大潮時の想定される潮位を認識することは防災意識を高めるのに役立つ。
- 3-2 アンダーパスの非常ボタンを警察につながるようにする。異常事態の通報を住民等に任せると、警察に連絡が遅滞なく100%届く保証がない。
- 3-3 淀の大放水路を早期に完成させるよう、市に求める。
- 3-4 新高、三津屋、田川、塚本、十三駅周辺などの津波避難ビルの設定を進める。また地域の防災訓練の際に、実際にビルへの立ち入りができるようにするなど、有事の際の実効性を高める。
- 3-5 避難所にも活用される小学校体育館へのエアコン設置を進める
- 3-6 大阪市の「民間戸建住宅等の耐震診断・改修等補助制度」について、予算の増額と受付の通年化を大阪市に求める
- 3-7 個別避難計画の策定を強力に推進する。
- 3-8 高齢者世帯等における家具の転倒防止器具設置作業の支援を事業化する。
- 3-9 災害時の備蓄について、質、量ともに拡充を図る。特にトイレ関連、介護関連、女性関連、防寒関連の物品などを、最新の災害の知見に基づき強化する。同時に、備蓄量に限りがあることの広報を強化し、区民による備蓄の推進を図る。

4 公園について

- 4-1 猛暑日が増えており、熱中症防止のためにも、すべての公園に水道栓を設ける。トイレ

のある公園を増やすとともに、トイレの洋式化、男性用小便器が周辺道路から見えないような対策を実施する。

- 4-2 公園愛護会への補助復元など、公園の維持・管理予算を拡充する。樹木伐採については安全対策のためにやむをえないものに限定し、貴重な樹木を守ることに注力する。
- 4-3 中学校区に1カ所以上のグラウンドを新設する。また既存の公園・グラウンドを含め、水はけをよくするための各種対策を講ずる。
- 4-4 公園遊具の更新・修繕加速について、建設局公園緑化部と協議する。
- 4-5 新御堂筋東側の宮原1丁目、2丁目、東三国1丁目に公園を設置する。

5 公共交通について

5-1 公共交通の再建

すべての区民に公共施設に安価に通う権利を確保すると同時に、75歳位以上の自動車免許返上を進めるため、財源も市に要求して、区役所、市民病院、区民センターなどに行ける公共交通を再建・拡充する。

例えば寝屋川市ではオンデマンドタクシー事業を実施し、定着・拡大している。

5-2 シティーバスについて

市は100%出資しているので、利用する市民の要望を積極的に集める。路線の改善（便数拡大、時間の繰り下げなど）やバス停の雨よけ、ベンチ設置を、費用補助も含めて事業者を求めるなど、公的責任を果たす。

6 地域コミュニティづくり

- 6-1 商店街を地域コミュニティの核と位置づけ、活性化のために支援する。貸し手と借り手をつなぐマッチング機能の充実や、活性化のためのまちづくりコンサルタント活用への費用支援などを実施する。
- 6-2 急増している若年単身者世帯等と地域の独居老人をつなぐ施策を充実させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域の課題解決につなげる。建て替え待ちの市営住宅の部屋の低廉もしくは無料での事業者への貸し出しを強化し、地域コミュニティの核となる場所を多くつくるよう取組む。
- 6-3 町会等に参加していない世帯にも防災情報や地域イベント情報がいきわたるよう、スーパー、コンビニ、コインランドリー、駅などでの情報掲示を強化する。
- 6-4 共同利用施設（センター）、地域町会会館や社会福祉会館、憩いの家などは、公正・公平に誰でも利用できるように区が助言する。利用促進に向けて、利用料金や申込方法などをわかりやすく周知するよう区が支援する。
- 6-5 信頼される町会運営に向け、町会会計の透明化に向けた動きを区として支援する。
- 6-6 地域活動協議会の補助金の総額について、各地活協の意向を十分に取り入れ、必要な場合には地域コミュニティの活性化に資する形で増額を検討する。
- 6-7 区役所からのお知らせは、各連合町会や区政会議などから意見を募り、区民がより分かりやすい形式に改善を図る。

7 その他

- 7-1 横断歩道など道路の白線が消えている所が多いので、予算を増やして早く補修する。
- 7-2 スマートフォンを利用しながらの自転車運転、法令で定められた以上のアシスト力のある自転車の利用や、荷物配送の軽トラックによる路地での高速走行などの防止に向けた啓発を強化する。
- 7-3 行政情報の発信について、XやLINEなどSNSでの情報発信を強化する。フォロワー数、登録者数の目標を設けるとともに、発信内容について区民からのフィードバックを行い、改善に努める。
なお防災の観点から、登録については区民のみならず、区内で働き方や学ぶ方に向けても周知徹底を図る。

二 保育・教育・健康・文化について

1 保育所について

- 1-1 公立保育所の夜間保育は、最低1ヶ所で実施する。
- 1-2 大阪市は淀川区について今後、保育要求の増加が見込まれるとしている。これに応えるために公立保育所を増設する。(少なくとも1箇所)

2 学校について

- 2-1 3小学校(西中島、木川、木川南)の統廃合は、中止する。中止できない場合には、西中島小並びに木川南小の跡地活用は、近隣住民や事業者の意向を最大限踏まえ、防災や地域コミュニティの拠点として継続活用できるようにする。
- 2-2 各学校、PTAから提出されているトイレ、プール、排水、手洗い場の改修工事問題を早急に解決する。特に和式トイレの洋式化を加速すべく、市当局と協議する。
- 2-3 小学校・中学校における転校については、子どもの意向を尊重し、不登校の解消に資する形で柔軟に対応する。
- 2-4 小学校・中学校における校則の内容を調査し、合理性を欠くものについては見直しを図る。見直しにあたっては児童・生徒や保護者の意見を十分に尊重する。

3 市立幼稚園について

- ・市立3幼稚園の廃止・民営化はしない。

4 既設の淀川図書館について

- ・区役所跡地の図書館設置後、公共施設として残す。

5 淀川区民センターについて

- 5-1 大ホールに中扉をつける。
- 5-2 駐車場台数の増加を図る。

6 区民の健康づくりについて

- 6-1 申請がなければ健診券を発行しないという生活保護世帯の健診手続きに鑑み、啓発を強化する。

- 6－2 国民健康保険世帯の健診受診率向上に向けた取り組みを、淀川区としても推進する。
- 6－3 人口が多く面積も広い淀川区では、保険福祉センターを、1990年代まで存在していた保健所に昇格させて、区民が身近に利用できるようにする。
- 6－4 無料低額診療制度や、国民健康保険法第44条にもとづく一部負担金の減免措置について、周知徹底を図る。
- 6－5 国民健康保険料等の滞納処分の執行停止措置を積極的に講ずる。
- 6－5 PFAS（有機フッ素化合物）汚染について区民への周知徹底を図るとともに、血液検査などの健康調査について大阪市としての対応を求める。

7 その他

- ・淀川区の歴史と文化に関する街頭表示板設置などを、さらに充実するようにする。

三 人権・民主主義に関して

- ・共同利用施設（センター）、地域町会会館や社会福祉会館、憩いの家などの運営において、政治集会などに貸さないという不公正な実態を正す。
- ・淀川区役所でのパートナーシップ宣誓受付を実施する。

以上